

福島県下郷町 地域おこし協力隊募集要項

下郷町は、福島県会津地方の南部に位置し、周囲を那須山系などの山々に囲まれ、町のほぼ中央を南西から北東に阿賀川（大川）が貫流し、国指定天然記念物「塔のへつり」に代表される雄大な渓谷が形成されています。また、四季折々の豊かな自然に恵まれ、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「大内宿」など歴史と文化の薫るまちでもあります。

しかしながら、全国の中山間地域同様、人口減少と過疎化が進み、地域活動や産業の後継者不足が大きな課題となっています。このような中、全国から意欲と情熱あふれる人材を受け入れ、定住及び定着を図り、もって地域力の向上及び地域の活性化に資するため、以下のとおり「地域おこし協力隊活動」を募集します。

1. 募集人員 若干名

2. 活動地域 福島県南会津郡下郷町内

3. 募集対象 下記のすべての要件を満たす方

- (1) 令和4年4月1日現在で、概ね年齢20歳以上40歳以下の方（性別は問いません。）
- (2) 三大都市圏や仙台市をはじめとする政令都市（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村。）に現に住所を有する方で、下郷町で任用される日に住民票を異動させることができる方
- (3) 心身ともに健康で隊員活動等に意欲と情熱があり、誠実に業務を遂行し、地域住民との親交を深めることができる方
- (4) 一般的なパソコン（ワード、エクセル、メール等）の操作ができる方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、日常的な運転に支障のない方
- (6) 地域おこし協力隊活動期間終了後も、下郷町への定住の意志がある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

4. 業務内容

【下郷町観光協会事務局支援事業】

下郷町観光協会に所属し、新しい生活様式に配慮した観光資源の活用及び地域課題の解決に繋がる観光振興活動を行っていただく。また、現在、観光協会の事務局は町が主体となって運営しているため、将来的に観光協会の核となりうる人材を募集し、より主体的な協会運営につなげる。

(活動例)

現在、観光協会事務局で担っている湯野上温泉駅売店業務、観光案内業務、事務局業務の補助に加え、観光協会会員事業所等と連携した地域情報発信や町の賑わいを創り出す事業等の企画・立案、地域資源を活用した事業提案、観光PR活動の推進等。

(歓迎する人材像)

- ・下郷町の観光振興に興味・関心のある方（観光関係に関する知識や経験、資格があれば尚よし）
- ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

【商工振興、起業支援事業】

下郷町商工会に所属し、商工会において実施しているIC型ポイントカード「しもごろーカード」に携わるとともに、新たな活用方法を各事業主などと検討して商工振興に繋げ、そこで得たノウハウ・人脈などにより、当町で起業あるいは既存事業所の後継者として活動を目指す。

(活動例)

下郷町商工会に所属し、「しもごろーカード」事業を中心に商工会の業務を経験しつつ、「しもごろーカード」の新たな活用方法の企画立案、イベント活動の企画運営、地域特産品（6次化産品）等の開発、商工業の支援活動等を通してノウハウを得、町内で不足している業種あるいは後継者不足となっている事業所の実態を把握し、当町において起業あるいは後継者としての可能性も検討していく。

(歓迎する人材像)

- ・下郷町の商工振興、起業支援に興味・関心のある方（商工業関係に関する知識や経験、資格があれば尚よし）
- ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

【空き家対策・移住定住対策事業】

下郷町役場総合政策課に所属し、現在町で行っている「下郷町空き家・空き地バンク」の運営や町への移住定住推進に向けた活動を展開していただく。

将来的に下郷町空き家・空き地バンクの管理運営を委託できるよう、資格取得や相談窓口業務、移住者と地域住民のネットワーク構築を行っていただく。

(活動例)

町内における空き家等の調査と活用促進、相談窓口業務、移住希望者と空き家所有者のマッチング、その他空き地バンクに関する業務、移住定住促進活動、移住定住イベントの企画運営、相談窓口業務、移住者と地域住民のネットワークづくり業務

(歓迎する人物像)

- ・下郷町の空き家対策・移住定住対策事業に興味のある方（不動産関係の知識や経験、資格があれば尚よし）
- ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

【有害鳥獣被害対策事業】

下郷町役場農林課に所属し、有害鳥獣被害対策として、被害対策活動の計画・実施・指導等の他、電気柵等の設置及び指導、里山の整備、管理等を担っていただく。また、狩猟免許を取得していただき実施隊とともに活動いただく。

(活動例)

有害鳥獣の防除、捕獲、追払い等にかかわる業務、有害鳥獣被害対策活動の計画作成及び実施、有害鳥獣目撃通報時の聞き取り及びパトロールの実施、町民からの有害鳥獣対策相談・支援業務、電気柵設置時の作業支援、下郷町鳥獣被害対策協議会の事務局支援、研修会や町猟友会のイベント等への参加、わな猟免許又は第一種猟銃免許及び猟銃所持許可の取得、その他有害鳥獣対策に関する業務

(歓迎する人物像)

- ・下郷町の有害鳥獣被害対策に興味・関心のある方（有害鳥獣被害対策に関する知識や経験、資格があれば尚よし）
- ・体力に自信がある人
- ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

【歴史・文化振興事業】

下郷町教育委員会事務局又は大内宿保存整備財団に所属し、大内宿の保存修理や現状変更申請等の保存整備の担い手として、地域の活性化の活動に携わっていただく。

(活動例)

大内宿の保存活動や修景事業について専門的な知識を生かし、地域の新たな担い手として活動する。大内宿の保存対策調査に基づく保存活用計画にも積極的に参画していただく。

(歓迎する人物像)

- ・大内宿の保存修理等に興味・関心があり、専門的な知識（建築史を履修した建築士等）を持つ方

- ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

【文化振興事業】

下郷町教育委員会事務局に所属し、田沼文蔵記念館を文化的施設として位置付け、現在の図書機能、常設展での写真展の強化に加え、多くの企画展を実施する活動を担う。特に企画展に力を入れ、多くの芸術文化を積極的に発信する。

(活動例)

田沼文蔵記念館において、新書の選定、本の紹介・図書だよりの発行等の図書室内容の充実、企画展の企画提案及び開催、下郷町の文化・歴史等の情報発信

(歓迎する人物像)

- ・下郷町の文化振興に興味・関心があり、資格（図書館司書または学芸員）を持つ方
- ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

4. 雇用形態・期間

- (1) 下郷町の会計年度任用職員（パートタイム）として採用します。
- (2) 期間は、着任（令和4年4月1日以降の日付で相談の上決定します）から令和5年3月31日までとします。ただし、活動実績等を踏まえ、最長3年を限度に再任します。
- (3) 地域おこし協力隊員として相応しくないと判断した場合は、雇用期間中であっても任用を取り消すことがあります。

5. 勤務条件等

- (1) 報酬 月額175,000円＋期末手当
報酬額は会計年度任用職員の規定の改正などにより変更になる場合があります。また、月額報酬に加え、期末手当が在職期間により付与されます。
- (2) 勤務時間等
原則として、午前8時30分から午後5時まで（昼休憩1時間含む）とし、勤務時間は週37時間30分の勤務とします。
ただし、活動内容によって平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日に勤務となる場合には、出勤時間をずらしたり、振替で休みを取ったりすることが可能です。また、勤務時間外に勤務した場合は、予算の範囲内で時間外勤務手当も支出します。
- (3) 勤務を要しない日（休日）
土日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(4) 休暇等

年次有給休暇10日間（最大）及び、夏季休暇3日間

(5) 待遇・福利厚生

社会保険（雇用保険、厚生年金保険、健康保険）に加入します。ただし、社会保険料等の本人負担分は報酬から差し引かれます。

(6) その他

①居住場所にかかる家賃は、予算の範囲内において町が補助します。ただし、転居費用、生活備品、光熱水費は個人負担とします。

②活動に必要な自動車、パソコン等を借上げする場合は費用を補助します。

③活動に必要な携帯電話（スマートフォン）は、貸与します。通信料も町で負担します。

④生活支援及び活動に係る経費については、予算の範囲内で町が補助します。

⑤活動の妨げにならない範囲において、副業が認められます。

6. 応募手続

(1) 応募受付期間

令和3年11月1日（月）から令和3年11月30日（火）までとします。

なお、定員に満たない場合は、あらためて募集を行います。

(2) 提出書類（各1部、提出いただいた書類は返却いたしません）

①下郷町地域おこし協力隊応募用紙（写真貼付）

②住民票（抄本）

③普通自動車運転免許証の写し（表裏両面）

(3) 提出方法 郵送または持参

※持参の場合、受付時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

7. 選考方法

(1) 第1次選考（書類審査）

応募用紙等をもとに書類選考を行います。結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、第2次選考（面接等）を行います。社会情勢などにより、Web面接とする場合があります。2次選考の詳細については、第1次選考結果通知の際、合格者にお知らせします。なお、選考結果は文書で通知します。

(3) その他

応募に係る経費（書類審査、面接試験に伴う交通費等）は、すべて応募者の負担となります。

8. 応募先・お問い合わせ

〒969-5345 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000 番地

下郷町役場総合政策課企画政策係 担当：荒井、吉村

TEL:0241-69-1144 FAX:0241-69-1167

メール:kikaku_01@town.shimogo.fukushima.jp

地方公務員法抜粋

(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

下郷町地域おこし協力隊応募用紙

ふりがな			男・女	(写真) ①申込み前の6か月以内に撮影したもの ②正面、無帽、無背景 ③たて45mm×よこ35mm 縁なし ④裏全面にのりづけ
氏名	Ⓜ			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (令和4年4月1日現在 満 歳)			
ふりがな	(〒 -)			
現住所地	電話番号： メー ル：			
ふりがな				
連絡先	(〒 -)			
現住所と異なる場合	電話番号：		メー ル：	
学歴 (中学校以前の学歴は記入不要です。)	学校名	学部・学科	在学期間 (和暦で記入)	修学区分
			年 月～ 年 月	卒・卒見込・中退
			年 月～ 年 月	卒・卒見込・中退
			年 月～ 年 月	卒・卒見込・中退
職歴	勤務先名称 (勤務先所在地)	携わった職務内容		在職期間 (和暦で記入)
	()			年 月～ 年 月
	()			年 月～ 年 月
	()			年 月～ 年 月
	()			年 月～ 年 月
免許・資格	免許・資格の名称		取得 (見込) 年月日 (和暦で記入)	
	普通自動車運転免許		年 月 日 (取得・見込)	
			年 月 日 (取得・見込)	
			年 月 日 (取得・見込)	

